

令和 6 年度 大垣市文化事業団共催美術事業
「マイコレクション展」出展者募集要項

1/3 ページ

1. 趣 旨 個人が収集し所蔵するコレクション（例:ミニカー、コイン、切手、キャラクター人形など）を公開する機会を提供する。

2. 会 期 令和 7 年 2 月 8 日（土）～ 3 月 9 日（日） 9:00～17:00（入場は 16:30 まで）

3. 会 場 アートギャラリー（学習館 1 階） ※原則として、第 1 室ガラスケース内を想定する。

4. 募 集

<件数> 1～2 件程度 ※応募状況により採用件数が変更になる場合があります

<期間> 令和 6 年 8 月 15 日（木）午前 10 時～ 9 月 15 日（日）午後 2 時締切

<内容> 出展者が収集し所蔵するコレクションを公開する入場無料の展覧会「マイコレクション展」を開催する。

※会期中に集客を促す関連事業（作品鑑賞会など）を 1 回以上実施すること。

※自ら制作した成果品、生物・有機物は対象外（標本を除く）とする。

5. 応募条件

- ・メールのやりとりが可能で、財団への書類提出や、依頼事項に速やかに対応できること。
- ・過去に大垣市サイトピアセンター展示室を利用した展示をしたことがないこと。
- ・応募者が未成年（18 歳未満）の場合、保護者が応募する。
- ・出展料は無料とするが、次の事項は出展者の責任のもとにおいて行い、関わる経費は出展者の負担とする。
 - ※出所、真贋等に関する事項
 - ※解説文の作成に関する事項
 - ※搬入、搬出に係る交通費及び展示作業に関する事項
 - ※展示期間中の保全管理に関する事項
 - ※権利関係（著作権等）に関する事項
- ・展示に関わる事項については、事前に協議し、展示の際は事故防止のため当財団職員の指示に従うこと。
- ・使用后、会場は現状復帰させ、簡単な清掃を行うこと。
- ・チラシ・ポスターは出展者側でデザインし、当財団の校正後、出展者が印刷、配布及び PR 活動を行う。
- ・図録の作成は、当財団では行いません。
- ・アンケートを作成し、集計結果を報告すること。

6. そのほか

- ・会期中の空調等設備使用にかかる料金は当財団が負担します。什器の持ち込みや会場造作は不可。
- ・作品資料の破損、盗難等の責任は負いません。
- ・当財団ホームページ告知、広報おোগき等への掲載申請、開館・閉館に関する業務と日常の清掃業務は、当財団で行います。

7. 応募方法

別紙「出展希望申請書」に必要事項をご記入の上、以下へ直接お持ちいただくか、ご郵送ください。

- <提出物> ①「出展希望申請書」 ※団体概要、事業企画概要、展示レイアウト案 計3枚
②出品作品を記録した媒体（動画再生 URL の記載でも可）

<提出先> 〒503-0911 岐阜県大垣市室本町 5-51

（公財）大垣市文化事業団 事業課「ギャラリー応援プロジェクト」宛

※記入漏れ・不明確な記載がある場合は、審査対象外とする。

※申請書及び記録媒体等の返却は行いません。

8. 審査

次の基準により選考する。

- ・多くの人々に受け入れられる魅力がある企画であること。
- ・集客について計画があり、1日あたり20人以上の集客が見込めること。
- ・企画したタイトル・内容に値する事業であること。

※選考基準を満たす応募がない場合、実施しない場合があります。

※基準を満たす応募が多数の場合は、市内在住・在勤もしくは活動の拠点を有する個人または団体を優先し、翌年度以降の審査に回します。

次の事業については対象となりません。

- ・物品の販売企画、営利を目的とした企画、営利につながる行為
- ・特定の会員のみを対象にした事業
- ・特定の政治活動、宗教団体に関する事業
- ・定例的、定期的に実施している事業
- ・慈善事業への寄附を目的に行われる事業
- ・国、地方公共団体、各種団体から助成金等を受ける事業

9. 決定までの予定

- 選考期間：応募締切後～令和6年10月下旬
- 採用決定通知：令和6年11月中旬（予定）

10. 委託契約書の締結

採用が決定した応募者は、当財団と「委託契約書」を締結します。

11. 採用の取消し

事業の決定後、次の各号に該当した場合、採用を取り消すことがあります。

- (ア) 応募にあたり、財団職員や関係者に、採用について個別で依頼する行為が認められた場合。
- (イ) 応募書類の内容に虚偽の記載があると認められたとき。
- (ウ) 事業実施にあたり、不正な行為があると認められたとき。
- (エ) 事業実施にあたり、指示した事項に従わないとき。
- (オ) その他、事業実施にあたり、著しく支障があると当財団が判断したとき。

12. 事業の取下げ

採用通知書の受領後に実施を取下げの場合は、「取下げ申請書」を提出してください。

13. 事業の報告

事業終了後、10日以内に広報活動記録、アンケート集計結果を含めた「事業実施報告書」を提出してください。

<お問合せ> (公財) 大垣市文化事業団 事業課 事業係
TEL 0584-82-2310